

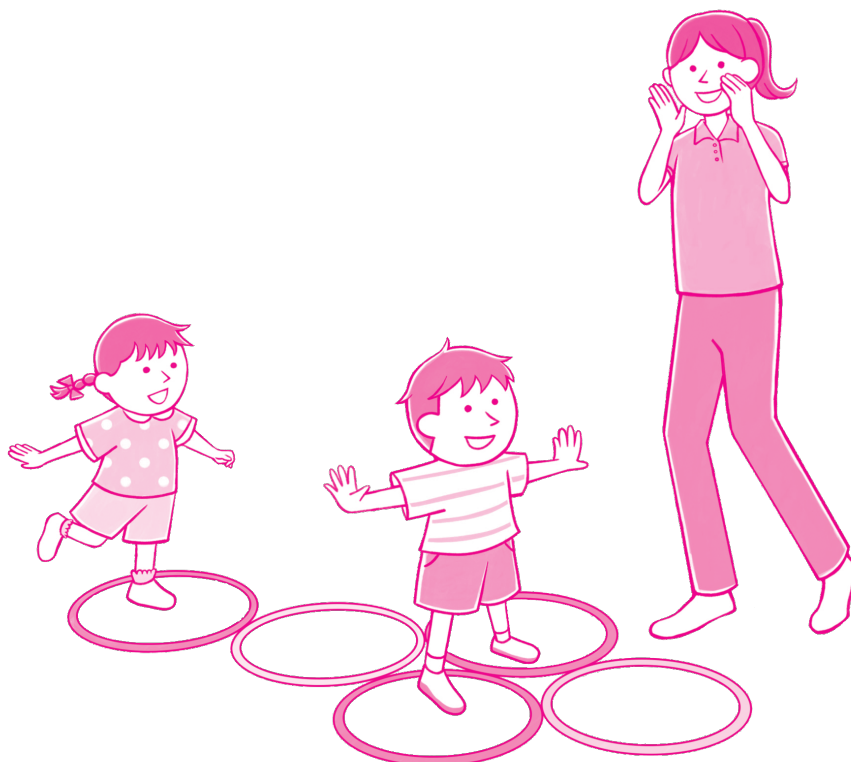
別巻

保育士等 キャリアアップ 研修テキスト

保育実践

監修 秋田喜代美・馬場耕一郎

編集 宮里暁美・大方美香



中央法規

監修のことば

本テキストは、平成 29 年 4 月に厚生労働省から出された通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号）により保育士等キャリアアップ研修を実施していただくにあたり、そのガイドラインの理念や考え方にに基づき作成されたテキストになります。平成 28 年 12 月に保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議から出されました「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ：保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について」にその考え方は書かれています。

キャリアアップ研修のねらいは、保育士等がキャリアパスを見通し、保育所においてリーダー的職員を育成することにあります。つまり、保育所においてすでに一定以上の実践経験をおもちで、ミドルリーダーやリーダーとしての意識をもち、保育所の保育の質向上、職員の資質向上のキーパーソンとなる方、なろうとする方のための研修になります。したがって、これから保育士になろうとする養成校でのテキストとは差別化を図っています。

第一には、基礎的な知識を伝達しスキルを習得することで、基本的に現場に行き行って教えてもらえばできるという段階の基礎知識のテキストではなく、そのような基本的な考え方や概念をもとにしながら、「最新の動向を知る」ことや、基本の上により深くその知識を実践とつなげて意味づけ考えることができるためのテキストを企画段階で目指したものであるということです。保育士等の専門性は多様な事例を知ることによって、判断に基づく行動ができることにあります。したがってその「事例知識」を各園の実情を踏まえて共有できるテキストにするということが求められます。

第二には、しばらく保育現場から遠のいていた方々が現場に復帰した時に、現在の保育現場がどのような状態であるかを理解し、実践されていることを身近に感じていただき、日々の保育で取り組んでいただきたいということがあります。おおよそ 10 年ごとに行われる保育所保育指針の改定に伴い、保育内容にも変化があります。このテキストを通して現場での不安や心配を解消することを目指したものであるということです。

第三には、リーダーは、自分で実践ができるというだけではなく、これまでの経験を踏まえて「この分野なら私が専門的にわかる」という得意分野や専門分野をもち、責任をもってほかの保育士等を指導できたり、組織、保育所全体をリードできるための実践的知識を伝えられるようにするということがあります。「議論の最終取りまとめ」においても「研

修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できる。効果的な演習やグループ討議を行うため、各園の創意工夫や課題を持ち寄って、自園の保育内容と関連付けた研修内容とすること等が考えられる」と述べられています。つまり、自らの経験をなんとなくわかっているだけではなく、説明できたり、そのポイントを意識化し言語化できることが大事になっています。

そこで、本テキストは、皆さんの経験や知識を書き込むことで完成するマイ・テキスト、各園の実情と一緒に研修を受けた人との事例をもとにして初めてできあがる私たちの(Our)テキストという、ワークブック的な演習課題を入れたテキストとなっています。皆さんが受講した研修の軌跡を通して語り合ったり考えたことの道筋をたどり、完成させ創り出すものとなっています。同時に、この考え方や知識だけは核にしながらかえてほしいということだけが記載されています。それに肉づけをするのは、研修に参加する皆さんとその場での講師の自律性にゆだねられる余地をつくっています。

第四には、本分野の研修を受けた後で振り返ったときに、こんなことを学んだよと自身の所属する保育所に持ち帰っていただくと同時に、ほかの保育士等と振り返ることができる、対話のきっかけとなる研修のアイデアになることも、テキストのなかに書き込まれることを願っています。

現在、「主体的・対話的で深い学び」が子どもたちに求められています。それは保育士自身も経験することが大切です。マイ・テキストとなったテキストを持ち帰り、それが一つのきっかけになって園内研修の一つの窓になる、自園だけではなく、他園から学ぶ事例もあるということが可能になるように企画をしました。

本テキストは、皆さんが主人公、そして出会った講師や研修をともに受ける人との得がたい経験が埋まって初めてつくられるテキストです。教科書というイメージとは異なりますが、誰もがどこでも使えることで、保育所の学びの軌跡となることを監修者として願っています。

秋田喜代美
馬場耕一郎

はじめに

乳幼児期の教育の中心は「遊び」です。子どもたちの心が揺さぶられる体験としての「遊び」を提案するためには、発達を理解や活動の意味を理解し、適切な援助を行うことが必要です。本テキストには、豊かな「遊び」を提案し、子どもたちの体験を豊かにするポイントがたくさん紹介されています。身体を動かすことや音楽に親しむこと、自然のなかでのびのびと過ごすこと、さまざまな素材を使っていろいろな物をつくることなど、保育のなかで子どもたちに十分体験させたい内容について、その意義や考え方を紹介し、すぐに保育に役立つ技術についても盛り込みました。

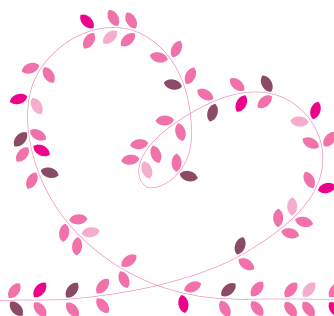
乳幼児期の教育は「環境」による教育です。「やってみたい」「おもしろい」と思える環境が身近にあると、興味をもった子どもがアプローチしていきます。その意欲的な姿を受け止め、十分に体験できるように支えることで、子どもたちの意欲は高まります。まさに、「自ら育とうとするものを育たせようとする心」（倉橋惣三）が、保育者の心なのです。

テキストには、保育がもっと楽しくなるための実践的なアイデアがたくさん詰まっています。乳幼児教育についての最新の情報も豊富に盛り込んでいます。子育てなどでしばらく家庭に入っていたり、ほかの仕事をされていたりして、いよいよ保育の職場に復帰しようとしている方の役に立つことはもちろん、現在、保育所や認定こども園に勤務している先生方にも役立つ内容だと思います。

保育士等キャリアアップ研修は、実践に即役立つ研修です。本文中に、ワークがたくさん登場します。ワークでは、子ども役と保育士等役になって演じてみるものがあります。また、写真を見ながら、子どもが感じていることを書き出してみるワークもあります。いずれのワークも、大切になるのは「感じる心」です。子どもたちが感じていることを感じる、そのことにより、援助の意味や意義が深く理解されると思います。子どもの笑顔を支える保育士等を目指して研修に取り組んでいただけたら幸いです。

宮里暁美

大方美香



受講にあたって

■本書の使い方

本書は「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日雇児保発0401第1号）に定められた「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の「保育実践研修の内容」に準拠しています。

表 保育実践研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none">子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none">○保育における環境構成○子どもとの関わり方○身体を使った遊び○言葉・音楽を使った遊び○物を使った遊び	<ul style="list-style-type: none">・子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開・子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法・身体を使った遊びに関する実践方法・言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法・物を使った遊びに関する実践方法

都道府県が実施主体となって行われる同研修での受講に使いやすいよう、随所にワークを収載し、単なる知識の習得に終わらずに、学んだ内容を受講生が持ち帰り、実践に応用できることを目指しています。ですから、研修を受講して終わりではなく、本テキストを「マイ・テキスト」として活用してください。

目次

監修のことば

はじめに

受講にあたって

第1章 今求められる保育実践

第1節 保育所保育指針の改正にみる保育のあり方……………002

設備・運営基準と保育指針／保育指針改正の背景／保育指針にみる、求められる保育実践／関係法規の理解

ワーク

第2節 子どもとのかかわり方の理解……………013

乳児期の生活と保育士等のかかわり／子どもとかわるうえでの二つの側面／遊びを通した子どもの育ちへの気づき／子ども理解と保育士等のかかわり方／学びに向けた保育士等の気づき

ワーク1 ワーク2

第3節 事例から学ぶ子どもへのかかわり方……………019

0歳児へのかかわり方／1歳以上3歳未満児へのかかわり方／3歳以上児へのかかわり方

ワーク1 ワーク2 ワーク3 ワーク4 ワーク5

コラム 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性

第2章 保育における環境構成

第1節 保育における環境構成……………030

環境を通して行われる保育・幼児教育／「ねらい及び内容」にみる環境／環境の構成と確認／絵本が生きる環境設定

ワーク

第2節 遊び込む環境を考える……………039

園庭環境の意味づけ・価値／砂場の活用／環境の再構成／文字との出会い／計画に基づいた環境構成

ワーク

第3節 子どもを取り巻く環境……………047

環境とのかかわりのプロセス／子どもを取り巻く環境の変化／地域の環境に目を向ける

ワーク

コラム 自然に触れる

第3章 身体を使った遊び

第1節 遊びとしての運動指導……………058

人間の行動と動機づけ／遊びとしての運動指導／内発的動機づけと子どもの自己決定／内発的動機づけと子どもの有能感／有能感を高める援助の工夫

ワーク1 ワーク2

第2節 多様な動きを生み出す遊び……………065

動きの種類の多様性（動きのレパートリー）／多様な動きを生み出す遊びの工夫／身体の動きや表現を生み出す援助・環境の工夫

ワーク1 ワーク2

第3節 運動のバリエーション……………071

神経系の発達の敏感期と運動バリエーション／さまざまな歩き方を経験することの効用／子どもにとっての「歩く」／動きのバリエーションを豊かにするための指導（援助）／運動が苦手な子どもへの援助／上達するために必要な条件

ワーク1 ワーク2 ワーク3

コラム なぜ身体を使った遊びなのか？

第4章 言葉・音楽を使った遊び

第1節 乳幼児の音楽表現の基本的な考え方……………084

表現のプロセスを考える／子どもを見る視点／「聴く」という遊び、「聴く」ことから始まる音楽表現／「聴く」遊びから得る気づき／「よく聴く」こと／感性的な出会いをデザインする「音感受」

ワーク1 ワーク2

第2節 身の回りの音・声の表現遊び……………091

応答的な会話・表情豊かな声／環境との対話、イメージと音（音楽）との往来／表現したくなる環境づくり／声遊び・音遊び

ワーク1 ワーク2

第3節 音楽の表現遊び 098

わらべうた遊び／楽器遊び／歌唱表現

ワーク1 ワーク2

コラム 「拍・拍子・テンポ、そしてリズム」

第5章 物とのかかわり

第1節 物とのかかわりのなかで育つ子どもたち 108

乳児期の育ちに関する視点と物とのかかわり／身近な物にかかわる幼児の姿の理解／子どもと物とのかかわりのなかで育まれるもの

ワーク1 ワーク2 ワーク3

第2節 物との豊かなかかわりが味わえる環境のあり方 115

環境を考えるための視点／0～2歳児の環境／3～5歳児の環境

ワーク1 ワーク2 ワーク3

第3節 物との豊かなかかわりを支える援助のあり方 124

子どもと「物」とをつなぐ保育士等の役割／保育士等の援助のポイント

ワーク1 ワーク2 ワーク3 ワーク4

コラム 物と子どもと保育者と

資料 137

ワークの進め方 145

より深い学びに向けて 152

受講の記録 153

監修・編集・執筆者一覧

※本文中に掲載されている写真は、園および保護者の了解を得ています。

第 1 章

今求められる保育実践



保育所保育指針の改正にみる 保育のあり方

この節のねらい

- ・ 保育士等の職務の法的根拠を知る
- ・ 保育所保育指針（以下、保育指針）の改定の流れ・方向性を理解する
- ・ 関連法規を体系的に理解する

📄 設備・運営基準と保育指針

保育所をはじめとする児童福祉施設が守るべき事柄については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準がもととなっています。同基準では、保育の実施にかかわる事項とこれに関連する運営に関する事項が記載されており、記載内容の考え方として、次の3段階で整理されています。

- ① 遵守しなければならないもの
- ② 努力義務が課されるもの
- ③ 基本原則にとどめて各保育所の創意や裁量を許容するもの、各保育所の取組みが奨励されることや保育の実施上の配慮にとどまるもの

なお、③については、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う」とされています（第35条。下線は筆者）。

そのうえで、各々の理念や方針、地域の実情を踏まえた保育所の独自性や創意工夫を行うことにより、「保育の質の担保」につなげることが大切です。

また、保育指針とは、保育所に勤める職員が提供する保育について定めたもので、厚生労働省から告示という形で出されています。同じように、幼稚園には幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園には幼保連携型認定こども園教育・保育要領が出されています。現在の保育指針は、表1-1にある変遷を経て、2017（平

メモ

表 1-1 保育所保育指針改正の過去の流れ

年	改定のポイント
1965（昭和 40）	保育所保育のガイドラインとして制定
1990（平成 2）	養護機能の明確化、保育内容の年齢区分の細分化、保育内容の改正（6 領域から 5 領域へ）
1999（平成 11）	子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS 対応、児童虐待対応 等
2008（平成 20）	保育所保育の特性（養護と教育の一体的展開等）の明確化、保育課程の編成、自己評価の実施および結果の公表、小学校との連携、保護者支援、職員の資質向上、施設長の責務、局長通知から厚生労働省告示に 等

成 29）年に告示され、2018（平成 30）年 4 月より施行されています。

📌 保育指針改正の背景

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に、2015（平成 27）年に子ども・子育て支援新制度が施行されました（図 1-1）。核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化したこと、子どもや子育て家庭の置かれた状況および地域の実情を踏まえ、国・地域をあげて、子ども・子育てへの支援を強化する必要性がありました。

子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

就学前の子どもたちが集う施設も、保育所・幼稚園に加えて、認定こども園や小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導等が創設されました。

メモ

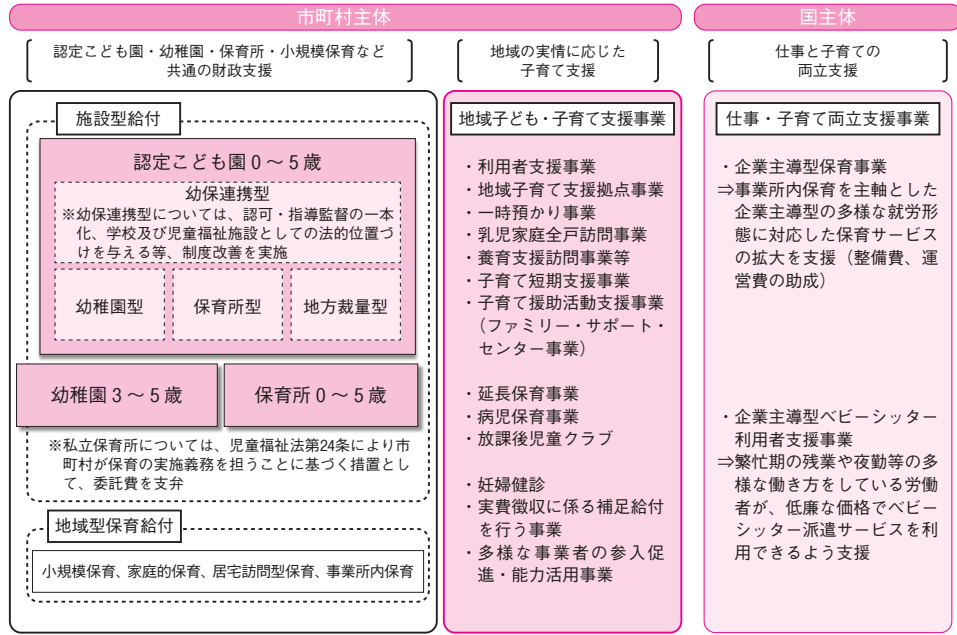


図 1-1 子ども・子育て支援新制度の概要

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年 5 月）」

日本は島国であり、国土の 73% を山地が占める山国です。人口の約 5 割が国土の 14% ほどの平野に集中し、3 大都市圏に人口の 5 割が集中しています。このような人口の差により、過疎化・過密化といった問題が発生しています。それゆえ、同じ状況の都道府県・市町村がなく、地域によって実情も異なります。

保育指針は、全国の保育所に対応できるように大綱化されています。そのことを踏まえたうえで、地域の実情に合わせていく必要があります。そのためには、保育所が立地している状況（住宅地や郊外、自然環境が近いなど）を十分に把握することが求められます。

保育所保育指針

第 1 章 総則

保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

メモ

▼ 保育指針にみる、求められる保育実践

次に、現在の保育指針の特徴を、旧指針からの変更点に基づいて説明します（図1-2）。

■ 乳児・3歳未満児保育の記載の充実

0歳～2歳の保育の重要性、利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど、従来の指針と比べて記載内容が充実しています。特に0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なもの

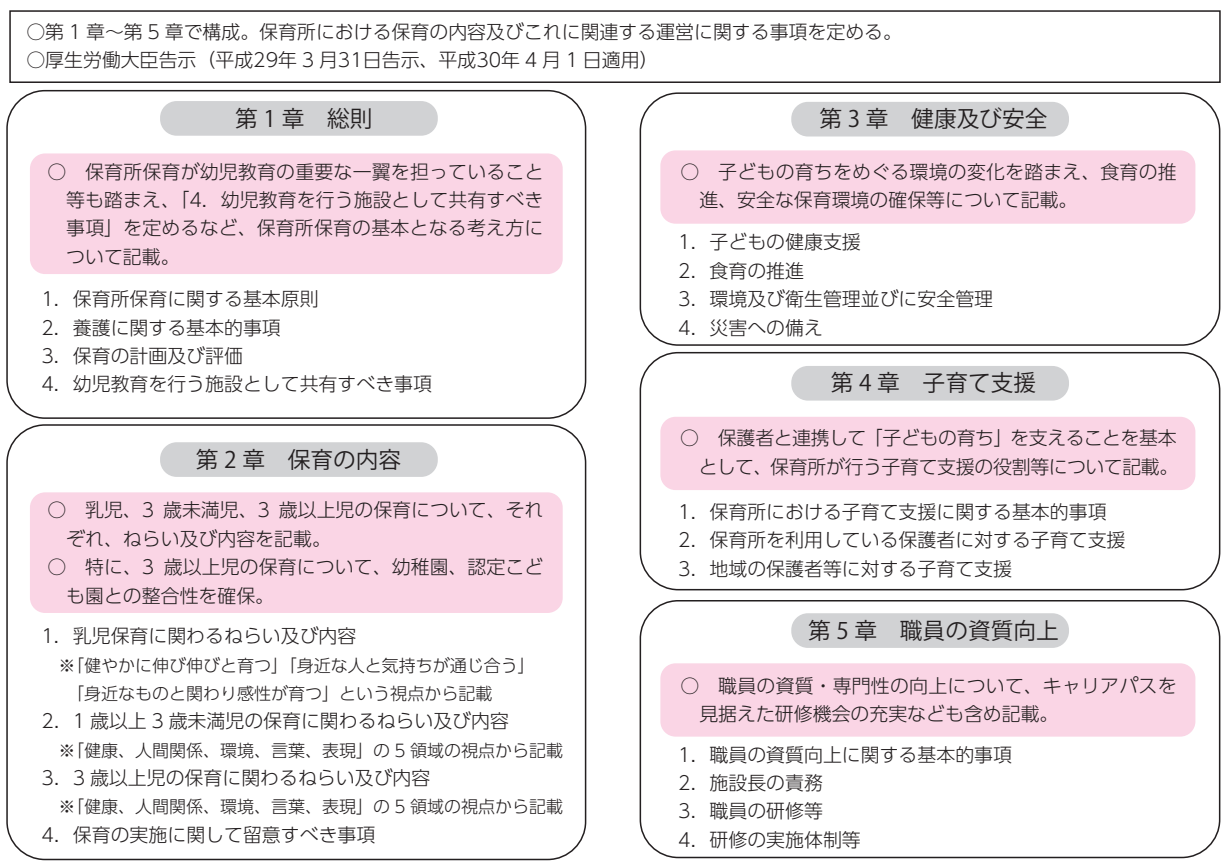


図1-2 保育所保育指針について

出典：厚生労働省資料

メモ

関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理されています。

「身近な人と気持ちを通じ合う」という視点からは、主に1歳以上児のねらい・内容のうち「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理され、乳児からのほたらきかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性が記載されています。

「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理され、乳児が好奇心をもつ環境構成を意識して記載されています。

■ 幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることなどを踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価のあり方等について、記載内容が充実しています。

表1-2に示す資質・能力は、保育指針第2章に示されている「ねらい及び内容」に基づいて、各保育所が子どもの発達の実情や子どもの興味・関心等を踏まえながら展開する保育活動全体を通して一体的に育むものです。

「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」と「基礎」がついているのは、一部分を切り取って資質・能力としてとらえるものではないことを示しています。実際の指導場面においては、それぞれの資質・能力を個別に取り

表 1-2 育みたい資質・能力

知識及び技能の基礎

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする

思考力、判断力、表現力等の基礎

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

学びに向かう力、人間性等

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

メモ
